

2025 年 9 月 26 日
広島交通株式会社

直通乗継割引適用時の一部運賃過収受について

勝木線・毘沙門台線・弘億線での直通乗継割引を適用する路線において、運賃収受システムの不具合により、運賃を過収受していることが判明しました。
関係のお客様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

広島県域交通系 IC カード「PASPY」の終了後、2025 年 3 月 30 日より ICOCA システムを採用し、ICOCA 乗車券での直通乗継割引のサービスを継続しておりますが、小学生以下のお子様や障がい者のお客様に同サービスを適用する際の運賃計算プログラムに誤りがあり、一部のご利用で 1 回あたり 10 円の過収受となる事象を確認いたしました。

2. 対象期間

2025 年 3 月 30 日（日）～2025 年 9 月 19 日（金）

3. 過収受の件数等

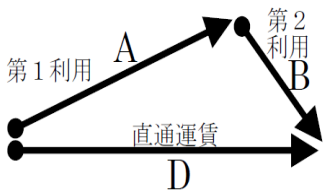
9 月 19 日までに 20 枚の ICOCA 乗車券に対し、以下の過収受金を発生させております。

件数：40 件 過収受額計：400 円

4. 原因

運賃計算プログラムに以下の誤りがあり、生じたものです。

	通常運賃	定率割引額 (10%端数切捨)	収受運賃
第 1 利用	A	a	$A - a = A'$
第 2 利用	B	b	$B - b = B'$
直通運賃	D	d	$D - d = D'$



【過収受となる条件】

直通乗継割引となる乗車のうち、第 2 利用の乗車において通常運賃が 100 円未満（小学生以下のお子様や障がい者のお客様が対象となります。）となる場合の「一部」の利用が対象となります。（※）大人運賃では過収受は生じません。

<正しい計算式>

第 2 利用引去額：(D'－A') ※定率割引適用後の運賃で差額計算

<誤った計算式>

① 第 2 利用の定率割引額（上記表中 b）が 10 円以上の場合

第 2 利用引去額：(D'－A') ≪正当≫

② 第 2 利用の定率割引額（上記表中 b）が 0 円の場合 ⇒ 通常運賃が 100 円を下回る場合

第 2 利用引去額：(D－A) ≪過収受≫ ※定率割引非適用の運賃で差額計算

(例 1) 過収受が発生しない計算

	通常運賃	定率割引額	収受運賃
第 1 利用	180 円	10 円	170 円
第 2 利用	100 円	10 円	90 円
直通運賃	230 円	20 円	210 円

第 2 利用引去額：210 円－170 円＝40 円

(例 2) 過収受は発生しないが誤った計算

	通常運賃	定率割引額	収受運賃
第 1 利用	200 円	20 円	180 円
第 2 利用	90 円	0 円	90 円
直通運賃	230 円	20 円	210 円

第 2 利用の通常運賃が 100 円を下回る（大人初乗り運賃の半額など）

第 2 利用引去額：230 円－200 円＝30 円と 210 円－180 円＝30 円が同額

(例 3) 過収受が発生する計算

	通常運賃	定率割引額	収受運賃
第 1 利用	190 円	10 円	180 円
第 2 利用	90 円	0 円	90 円
直通運賃	230 円	20 円	210 円

第 2 利用の通常運賃が 100 円を下回る（大人初乗り運賃の半額など）

第 2 利用引去額：210 円－180 円＝30 円収受のところ、230 円－190 円＝40 円
収受と計算し、10 円の過収受が発生

5. 今後の対応

連絡先を登録いただいております ICOCA 乗車券でご利用のお客様に関しましては、弊社よりご連絡申し上げます。

その他、お心当たりのお客様からのお問い合わせ窓口は、以下の通りとなります。

広島交通株式会社 本社 電話（082）238-7755〔平日：9:00～17:40〕

- 2025 年 9 月 20 日（土）より、バス車両の運賃計算プログラムを修正し、運行しております。
- 弊社ホームページにも、本書面を掲載させていただいております。
- ご返金の際には、お客様のお名前、ご住所、ご連絡先、ICOCA のカード番号などを確認させていただきます。

※ 取得しました個人情報等につきましては、ご返金のご案内や御手続きにのみ使用いたします。

お問い合わせ先： 広島交通株式会社 営業部
電話（082）238-7755